

No. 1032 (2019. 1.17)

超高齢社会と金融の役割

はじめに

I 我が国の現状

- 1 深化する超高齢社会
- 2 家計資産をめぐる格差
- 3 認知症と金融資産

II 行政による対応

- 1 金融行政の方向性
- 2 具体的な施策

III 金融サービスの動向

- 1 信託関連の金融サービス
- 2 持家を活用した現金調達
- 3 長生きや認知症に備えた保険

おわりに

キーワード：資産格差、認知症、フィナンシャル・ジェロントロジー、NISA、iDeCo、贈与税制、信託、リバースモーゲージ、トンチン年金、認知症保険

- 社会の高齢化が進む我が国において、金融の分野では、家計資産の高齢者世代への偏在といった資産格差問題が懸念されている。また、認知症の高齢者が保有する金融資産の取扱いが中長期的な課題となっている。
- 超高齢社会に対峙する行政は、「家計の安定的な資産形成の推進」に向けてNISA（少額投資非課税制度）やiDeCo（個人型確定拠出年金）を展開するとともに、資産の世代間移転をめぐる贈与税制上の優遇措置を講じている。
- 金融業界では、信託関連の金融サービスの多様化、持家を活用した現金調達への着眼、長生きや認知症に備えた保険の拡大など様々な動きが見られる。

国立国会図書館 調査及び立法考査局

財政金融課 かわばた かずま 川端 一摩

はじめに

我が国では平成 25 (2013) 年、全人口に占める 65 歳以上の高齢者の割合を表す「高齢化率」が初めて 25%を上回った¹。社会の高齢化が叫ばれるようになって久しいが、ついに我が国は、国民の 4 人に 1 人が高齢者というかつてない「超高齢社会」²を迎えたことになる。

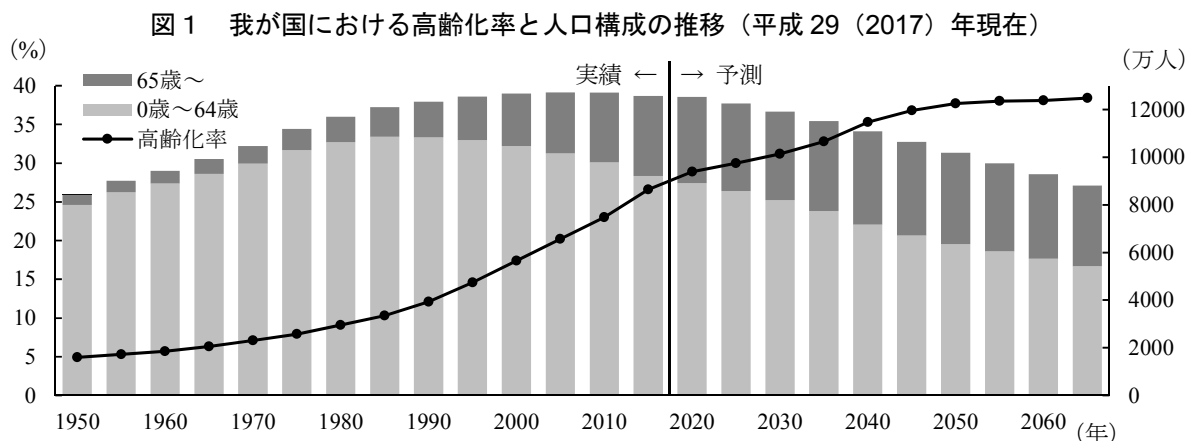
あらゆる産業分野で超高齢社会に向けた対応が進む中、とりわけ金融の分野にあつては、官民を問わず活発な取組がなされている。本稿では、超高齢社会を取り巻く我が国の現状を家計資産の格差、認知症と金融資産という 2 つの観点から確認し (第 I 章)、こうした問題への行政の対応を概観した上で (第 II 章)、超高齢社会に応じた金融サービスの動向について整理する (第 III 章)。

I 我が国の現状

1 深化する超高齢社会

我が国の高齢化率は、今から 49 年前の昭和 45 (1970) 年に 7%、25 年前の平成 6 (1994) 年に 14%、12 年前の平成 19 (2007) 年には 21%を超え³、平成 29 (2017) 年 10 月の時点で 27.7%となっている。内閣府によれば、高齢化率は今後も一貫して上昇していくと見込まれており、6 年後の平成 37 (2025) 年⁴に 30%に達し、46 年後の平成 77 (2065) 年には 38.4%に至ると予測されている⁵。(図 1)

国民の 3 人に 1 人が高齢者という社会の到来も、もはや遠い未来の話ではない。



(出典) 内閣府編『高齢社会白書 平成 30 年版』2018, p.4.

* 本稿執筆のためのインターネット情報などへの最終アクセスは、平成 31 (2019) 年 1 月 4 日である。

¹ 内閣府編『高齢社会白書 平成 26 年版』2014, p.2.

² 超高齢社会とは、高齢化率が 21%を超えた社会を示すのが一般的である。この前段階の「高齢社会」は高齢化率 14%以上、「高齢化社会」は同 7%以上の社会とされている。

³ 内閣府編『高齢社会白書 平成 20 年版』2008, p.2.

⁴ 平成 31 (2019) 年 4 月 30 日の翌日に改元が予定されているが、現時点で新元号が未公表であることから、本稿では、同日以降についても平成の元号を使用している。

⁵ 内閣府編『高齢社会白書 平成 30 年版』2018, pp.2-6.

2 家計資産をめぐる格差

超高齢社会が深化を続ける中、我が国の家計が保有する金融資産は、平成 30（2018）年 9 月の時点で 1859 兆円に上っている⁶。昨今、この家計資産をめぐる格差の拡大が懸念されているところであるが、問題となる資産格差は、大きく「世代間の縦の格差」と「世帯間の横の格差」に分類することができる。

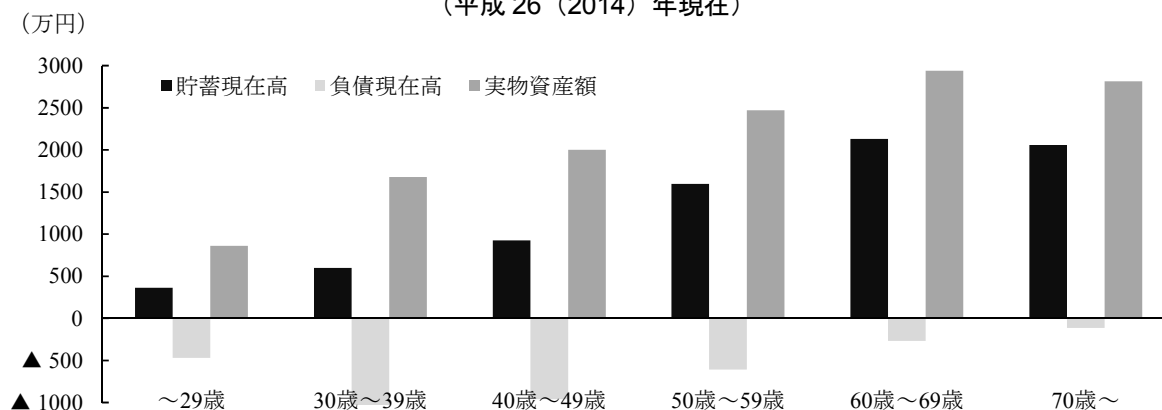
（1）世代間の資産格差

（i）世代ごと 1 世帯当たりの資産

我が国においては、世帯の年齢階級の上昇とその保有する資産額の増加がおおむね同調しており、世代を隔てた縦の格差が生み出されている。

総務省「全国消費実態調査」によれば、平成 26（2014）年現在、2 人以上世帯における世帯主年齢階級別の 1 世帯当たり「家計資産額」は図 2 のとおりとなる。預貯金、生命保険や株式などの「貯蓄現在高」、不動産や自動車などから構成される「実物資産額」とともに、世帯主の年齢階級が上がるに従って大きくなる傾向が見て取れる⁷。

図 2 2 人以上世帯における世帯主年齢階級別の 1 世帯当たり家計資産額
(平成 26 (2014) 年現在)



(注) 実物資産額は、減価償却が考慮された「純資産」ベースのものである（総務省統計局「平成 26 年全国消費実態調査 家計資産に関する結果 結果の概要」2016.3.25. <<https://www.stat.go.jp/data/zensho/2014/pdf/gaiyo4.pdf>>）。

(出典) 総務省統計局編『全国消費実態調査報告 平成 26 年 第 2 巻 (家計資産編)』2016, pp.932-933 を基に筆者作成。

（ii）資産の世代分布と推移

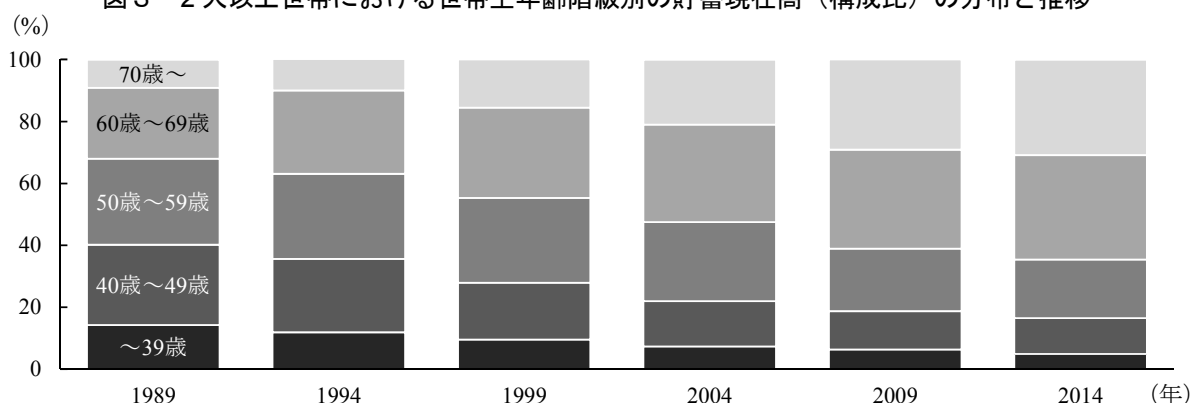
同じく「全国消費実態調査」によると、2 人以上世帯における世帯主年齢階級別の「貯蓄現在高」の構成比は、図 3 のとおり分布・推移している。世帯主 60 歳以上の世代が預貯金、生命保険や株式などを保有する割合は、今から 30 年前の平成元（1989）年は家計全体の 3 割程度であったが、それから四半世紀を経た平成 26（2014）年には 6 割を超えるまでに至っている⁸。

⁶ 日本銀行調査統計局「参考図表 2018 年第 3 四半期の資金循環（速報）」2018.12.21. <<http://www.boj.or.jp/statistics/sj/sjexp.pdf>>

⁷ 総務省統計局編『全国消費実態調査報告 平成 26 年 第 2 巻 (家計資産編)』2016, pp.932-933. なお、同調査においては、貯蓄現在高から負債現在高を差し引いたものが「金融資産額」とされている。

⁸ 総務庁統計局編『全国消費実態調査報告 平成元年 第 3 巻 (主要耐久消費財、貯蓄・負債編)』1991, pp.612-613; 同上

図3 2人以上世帯における世帯主年齢階級別の貯蓄現在高（構成比）の分布と推移



(出典) 調査各年の総務省（総務庁）統計局『全国消費実態調査報告』を基に筆者作成。

(iii) 資産の世代間移転の停滞と地域間格差

我が国で世代間の資産格差が広がる背景として、高齢者世代から若年世代への資産の移転が足踏みしている状況が考えられる。

財務省によれば、相続税申告において被相続人の死亡時の年齢が80歳以上であった割合は、今から21年前の平成10（1998）年は46.5%であったが、平成25（2013）年には68.3%となり、そのうち90歳以上の割合も全体の23.7%に及んでいる⁹。こうした相続は、相続人が50歳代以上のいわゆる「老々相続」となる可能性が高い。したがって、若年世代に向けた資産の移転にはつながらず、むしろ上の世代への資産の滞留を招くことになる。

また、相続を受ける世代の東京圏などへの集中に伴い、相続資産が都市部に流入する傾向が見られることから、将来に向けて地域間における資産の偏在も懸念されている¹⁰。

(2) 世帯間の資産格差

家計による金融資産の保有をめぐっては、世帯間に横たわる格差も小さくない。

野村総合研究所は、平成29（2017）年における「純金融資産保有額」¹¹の世帯階層別の保有資産規模について、純金融資産保有額5億円以上の「超富裕層」8.4万世帯が84兆円、同1億円以上5億円未満の「富裕層」118.3万世帯が215兆円、同5000万円以上1億円未満の「準富裕層」322.2万世帯が247兆円、同3000万円以上5000万円未満の「アップーマス層」720.3万世帯が320兆円、同3000万円未満の「マス層」4203.1万世帯が673兆円としている。これによれば、我が国の家計金融資産額の6割近くが、国民の2割程度のアッパーマス層以上の世帯に占められていることになる¹²。

⁹ 財務省「説明資料〔相続税・贈与税〕」2015.10.27, p.15. 内閣府 HP <https://www.cao.go.jp/zei-cho/content/20151026_27zen25kai2.pdf>

¹⁰ 例えば、「個人マネー 地方から流出 相続で都市部の現役世代へ」『日本経済新聞』2018.7.29.

¹¹ ここでは、金融資産の合計額から負債分が差し引かれている（野村総合研究所「野村総合研究所、日本の富裕層は127万世帯、純金融資産総額は299億円と推計」2018.12.18. <https://www.nri.com/jp/news/newsrelease/1st/2018/cc/1218_1>）。

¹² 同上

また、金融広報中央委員会¹³の調査によると、平成 30（2018）年において 2 人以上世帯のうち 22.7%が金融資産を保有しておらず、とりわけ無収入の世帯で 33.3%、年間収入 300 万円未満の世帯では 34.8%がこの状態に該当しているという¹⁴。

3 認知症と金融資産

社会の高齢化に伴って、我が国では今後とも認知症患者の増加が見込まれている。

厚生労働省は、平成 24（2012）年に 462 万人であった認知症の高齢者について、今から 6 年後の平成 37（2025）年に 730 万人前後、41 年後の平成 72（2060）年には 1154 万人前後に達する可能性があるとして指摘している¹⁵。これが現実となった場合、我が国は平成 37（2025）年、先に紹介したとおり国民の 3 人に 1 人が高齢者で、なおかつ高齢者の 5 人に 1 人が認知症患者という今までにない社会を迎えることになる¹⁶。

また、第一生命経済研究所は、平成 27（2015）年度に 127 兆円と推計された認知症患者が保有する金融資産額について、今から 11 年後の平成 42（2030）年度には 215 兆円まで増加し、その家計金融資産全体に占める割合も 1 割に達すると予測している¹⁷。

さらに、みずほ総合研究所によれば、16 年後の平成 47（2035）年には家計金融資産のうち株式や投資信託などの有価証券について、家計全体の約 15%が認知症の高齢者の保有となる可能性があるという¹⁸。

こうした将来予測もあって、我が国の金融の分野においては、認知症患者が保有する金融資産をどのように扱っていくかという点が中長期的な課題となっている。

II 行政による対応

金融庁は平成 30（2018）年 9 月、平成 29 事務年度の金融行政を総括し平成 30 事務年度に目指すべき方向性を示すため¹⁹、「変革期における金融サービスの向上にむけて～金融行政のこれまでの実践と今後の方針～（平成 30 事務年度）」²⁰（以下「平成 30 金融行政方針」という。）を公表した。本章では、その内容などを踏まえながら、超高齢社会における家計の資産形成に向けた行政の対応を概観する。

¹³ 金融広報中央委員会は、日本銀行内に事務局が置かれ、都道府県金融広報委員会、政府、日本銀行、地方公共団体や民間企業などとの協力によって、中立・公平な立場から金融に関する広報活動を行っている。

¹⁴ 「家計の金融行動に関する世論調査〔二人以上世帯調査〕各種分類別データ（平成 30 年）」金融広報中央委員会 HP <<https://www.shiruporuto.jp/public/data/survey/yoron/futari/2018/pdf/per21801.xlsx>>

¹⁵ 『日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究—平成 26 年度総括・分担研究報告書—厚生労働科学研究費補助金厚生労働科学特別研究事業—』2015, pp.2-6.

¹⁶ 内閣府編 前掲注(5); 内閣府編『高齢社会白書 平成 29 年版』2017, pp.19-21.

¹⁷ 星野卓也「認知症患者の金融資産 200 兆円の未来」2018.8.28, p.2. 第一生命経済研究所 HP <[http://group.dai-ichi-lif e.co.jp/dlri/pdf/macro/2018/hoshi180828.pdf](http://group.dai-ichi-life.co.jp/dlri/pdf/macro/2018/hoshi180828.pdf)>

¹⁸ みずほ総合研究所「高齢社会と金融～高齢社会と多様化するニーズに金融機関はどう対応するか～」2018.1.31, p. 11. <<https://www.mizuho-ri.co.jp/publication/research/pdf/urgency/report180131.pdf>>

¹⁹ 平成 29 事務年度は平成 29（2017）年 7 月～平成 30（2018）年 6 月、平成 30 事務年度は平成 30（2018）年 7 月～平成 31（2019）年 6 月である。

²⁰ 金融庁「変革期における金融サービスの向上にむけて～金融行政のこれまでの実践と今後の方針～（平成 30 事務年度）」2018.9. <https://www.fsa.go.jp/news/30/For_Providing_Better_Financial_Services.pdf>

1 金融行政の方向性

(1) 「家計の安定的な資産形成」と「高齢社会における金融サービスのあり方」

金融庁はここ数年来、「家計の安定的な資産形成の推進」を重点施策に掲げている。これは、家計が保有する金融資産について、預貯金から株式や投資信託などへの分散を促すものである。

少子高齢化が進行し人口減少社会を迎えた我が国にあっては²¹、老後に向けた国民の資産設計について、公的年金と預貯金を柱としたこれまでの姿から、個々人が自ら資産を運用・形成していく「自助努力」ベースの在り様への転換が必要とされている。超低金利が続く昨今、資産形成における預貯金の役割は低下しており、こうした転換の実現のためには、とりわけ株式や投資信託といったリスク資産²²の活用が重要となってくる。

しかし、平成 30 金融行政方針でも家計金融資産の過半の 900 兆円以上が預貯金に偏在している現状が指摘されているとおり、高齢者世帯を含む我が国の家計金融資産においては、株式や投資信託などが占める割合はまだまだ小さいのが実態である。そこで、平成 30 金融行政方針では「家計の安定的な資産形成の推進」に向けた施策として、「顧客本位の業務運営」の確立と定着²³、「長期・積立・分散投資の推進」と「高齢社会における金融サービスのあり方の検討」の 3 項目が示された²⁴。

この「高齢社会における金融サービスのあり方の検討」の項目では、超高齢社会への対応の検討に当たって、「退職世代等の多様性」や「かつて標準的と考えられてきたビジネスモデルが空洞化している現状」を踏まえるべきとの言及がある。その上で、金融行政上の課題として、「B to C（業者起点）から C to B（顧客起点）のビジネスモデルへの転換」、「金融・非金融の垣根を越えた連携」と「見える化」を通じたより良い商品・サービスの選択」の 3 点が挙げられている²⁵。

(2) フィナンシャル・ジェロントロジーの活用

平成 30 金融行政方針においては、「フィナンシャル・ジェロントロジー」の知見の必要性が説かれている²⁶。

我が国で「金融老年学」と訳されるフィナンシャル・ジェロントロジーは、加齢によって生じる諸問題を医学、心理学や社会学などの様々な視点から捉える「ジェロントロジー（老年学）」と「ファイナンス（金融）」に関する研究が融合した、学際的な研究分野である。近年、我が国では産学連携で取組が進みつつある。

フィナンシャル・ジェロントロジーの泰斗である駒村康平慶應義塾大学教授によれば、高齢者の場合、加齢による認知機能の低下に伴って、意思決定が相手方の説明に左右される、選択肢が多い問題への対応が困難かつ肯定的な情報を好む、意思決定を先送りし保有するも

²¹ 総務省統計局『日本の統計 2018』2018, pp.8-9.

²² リスク資産とは、高利回りが期待されるが元本割れの危険もある資産の総称である。株式、社債、不動産や投資信託などが該当する。預貯金や国債などは、リスク資産に対して「安全資産」と称される。

²³ 金融庁が提唱している「顧客本位の業務運営」については、川端一摩「金融における「顧客本位の業務運営」」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』No.990, 2018.1.11. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11008153_po_0990.pdf?contentNo=1> を参照。

²⁴ 金融庁 前掲注(20), pp.32-44.

²⁵ 同上, pp.43-44.

²⁶ 同上, pp.4, 43-44.

の価値を過大評価するといったような傾向が強くなるという。したがって、超高齢社会にあつては、こうした高齢者の特性に留意した上で、高齢投資家の保護にかなった金融サービスの提供が求められることになる²⁷。

2 具体的な施策

超高齢社会に対峙する我が国の政府は、具体的な施策として、個々人の単位で取組が可能な「NISA（少額投資非課税制度）」や「iDeCo（個人型確定拠出年金）」の普及に力を入れている。また、世代間の資産移転をより円滑に進めるべく、贈与税制についても逐次見直しながされている。

(1) NISA（少額投資非課税制度）

NISA は、投資信託などの金融商品に対する少額投資に際し、その利用によって、一定期間にわたり売却益や運用益に係る諸税（税率だと計 20.315%²⁸）が非課税となる制度である。現在、個人投資家を対象とした「NISA」、未成年向けの「ジュニア NISA」、より長期積立と分散投資に特化した「つみたて NISA」の 3 種類が展開されている。

平成 30 金融行政方針の「長期・積立・分散投資の推進」の項目においては、両者に対し「着実に普及が進んでいる」との前向きな言及が見られる。金融庁によれば、平成 30（2018）年 9 月までに NISA とつみたて NISA の利用のために 1226 万口座が開設され、その買付額は 15 兆 360 億円に上っている²⁹。また、同項目では、平成 26（2014）年に NISA を用いて投資を行った場合、平成 30（2018）年 3 月の時点で利用者の約 8 割がプラスのリターンを得ているとし、家計の資産形成に対する NISA の寄与が指摘されている³⁰。

ジュニア NISA については、平成 30（2018）年 9 月の時点で開設口座は 30 万口座、買付額は 1036 億円となっているが³¹、その投資資金は利用者の祖父母や父母など上の世代によって拠出されることから、高齢者世代から若年世代への資産移転に資する存在として期待が大きい³²。

なお、NISA とジュニア NISA は平成 35（2023）年、つみたて NISA は平成 49（2037）年までの制度である。金融庁はかねてからその恒久化を要望しているところだが³³、平成 30（2018）年 12 月に決定された与党の「平成 31 年度税制改正大綱」では、期限の延長などは盛り込まれなかった³⁴。

(2) iDeCo（個人型確定拠出年金）

iDeCo は、加入者が毎月一定額の掛金を拠出し、自ら選んだ金融商品で長期的な運用を行っ

²⁷ 例えば、駒村康平「金融老年学とはどのような学問か」『地銀協月報』696号、2018.6、pp.3-9。

²⁸ 所得税（15%）、復興特別所得税（0.315%）と住民税（5%）の税率を足し合わせたもの。

²⁹ 「NISA 口座の利用状況調査（平成 30 年 9 月末現在）」2018.12.20. 金融庁 HP <<https://www.fsa.go.jp/policy/nisa/20181214-1/01.pdf>>

³⁰ 金融庁 前掲注(20)、pp.36-39。

³¹ 「NISA 口座の利用状況調査（平成 30 年 9 月末現在）」前掲注(29)

³² 例えば、「大機小機 ジュニア NISA への期待」『日本経済新聞』2016.4.2。

³³ 例えば、金融庁総合政策局総合政策課「平成 31 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（拡充・延長）NISA 制度の恒久化等」財務省 HP <https://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2019/request/fsa/31y_fsa_k_01.pdf>

³⁴ 自由民主党・公明党「平成 31 年年度税制改正大綱」2018.12.14、pp.13、26-28。<https://jimin.jp-east-2.storage.api.nifcloud.com/pdf/news/policy/138664_1.pdf?_ga=2.178805671.2070988706.1545004592-616316205.1543885056>

た上で、60歳以降に給付を受けるという私的年金である。掛金の全額と受け取る給付金が所得税・住民税の所得控除の対象となり、運用益に係る諸税（税率だと計20.315%³⁵）は非課税とされている。

平成29（2017）年1月、厚生労働省がiDeCoへの加入資格を専業主婦や公務員などに拡充した結果、海外居住者や国民年金の保険料未払者などを除く20歳以上60歳未満の全国民がiDeCoに加入できるようになった。国民年金基金連合会によれば、平成28（2016）年12月に30万人程度であった加入者数は、平成30（2018）年8月の時点で100万人を突破している³⁶。

将来にわたり公的年金の先細りが懸念されている中、老後に備えた自助努力であるNISAやiDeCoに対しては、今後も社会的なニーズが高まっていくと考えられている³⁷。

（3）贈与税制上の優遇措置

平成25（2013）年度の税制改正においては、20歳以上の孫や子に対する祖父母や父母からの贈与について、基礎控除（年間で110万円まで）後の課税価格が300万円超3000万円以下の範囲で贈与税率が引き下げられた（新たな税率の適用は平成27（2015）年1月以降）。加えて、贈与税制では、贈与の目的ごとに以下のような優遇措置が用意されている³⁸。

（i）教育資金贈与非課税措置と結婚・子育て資金贈与非課税措置

平成25（2013）年4月、学費、給食費、学用品購入費や趣味的な習い事の月謝など広く教育資金への利活用を目的に、祖父母や父母が30歳未満の孫や子に向けて一括贈与を行う場合に、1500万円を上限として贈与税が非課税となる措置が導入された。平成27（2015）年4月には、20歳以上50歳未満の孫や子の結婚・子育て資金に充てるべく祖父母や父母が一括贈与を行う場合、1000万円を上限に贈与税が非課税となる措置も始まっている。

この「教育資金贈与非課税措置」と「結婚・子育て資金贈与非課税措置」は共に平成31（2019）年3月末までの時限措置であるが、平成31年度税制改正大綱において、それぞれ期限を平成33（2021）年3月末まで延長するとの新たな枠組みが打ち出された。

一方、同大綱にあつては、利用要件の一部縮小も同時に掲げられている。贈与を受ける孫や子の年間所得が1000万円以上の場合、両措置は適用できなくなり（平成31（2019）年4月1日以降）、教育資金贈与非課税措置においては、23歳以上の孫や子の趣味的な習い事を目的とした贈与も適用除外とされる（同年7月1日以降）³⁹。

（ii）住宅取得等資金贈与非課税措置

孫や子が住宅を取得するに当たっては、贈与税の賦課なく祖父母や父母から贈与を受けるこ

³⁵ 前掲注(28)を参照。

³⁶ 「iDeCo（個人型確定拠出年金）の加入者等について」iDeCo公式サイトHP <https://www.ideco-koushiki.jp/library/pdf/number_of_members_H3008.pdf>

³⁷ 例えば、白杵政治「経済教室 人生100年時代に備える 下 老後保障、自助努力 重要に」『日本経済新聞』2018.6.1.

³⁸ ただし、こうした優遇措置に対しては、裕福な祖父母や父母からその孫や子への資産移転に有利に働くことから、世帯間の資産格差の固定や拡大をもたらすとの懸念も見られる（例えば、國枝繁樹「経済活性化のための贈与税非課税制度の問題点」『税研』29巻3号、2013.9、pp.32-37.）。

³⁹ 自由民主党・公明党 前掲注(34)、pp.14、45-46.

とが認められている。平成 21（2009）年に始まった措置で、平成 30（2018）年現在の贈与額の上限は 1200 万円である。この上限額は、平成 31（2019）年 10 月に予定されている消費税率の 8%から 10%への引上げに先立ち、住宅の駆け込み需要への反動減に対応するべく、同年 4 月に 3000 万円まで引き上げられることになっている⁴⁰。

Ⅲ 金融サービスの動向

我が国の市場や行政は金融業界に対して、社会の高齢化に見合った金融サービスの提供を求めている。本章では、超高齢社会に応じた金融サービスの動向について整理する。

1 信託関連の金融サービス

(1) 分配型投資信託

投資信託は、不特定多数の投資家から資金を集め、生成されたファンドを金融機関の専門家が株式や債券などで運用するといった仕組みの金融商品である。少額から購入が可能で、複数の銘柄への分散投資を通じてリスクの軽減が図られることから、投資信託は NISA や iDeCo を担う存在としても期待されている。

数ある投資信託商品の中で、高齢者にとっては、現金による分配金を毎月受け取ることができる「毎月分配型」の商品へのニーズが根強い⁴¹。その主たる理由は、高齢者が必要とする生活資金が、偶数月ごとの年金収入だけでは不足しがちなことである⁴²。平成 29（2017）年に野村アセットマネジメントと野村資本市場研究所が行った調査によれば、実際に高齢者は、平均で年間 71 万円（月平均では 6 万円弱）を預貯金などの金融資産から取り崩しているという⁴³。

分配型の投資信託においては、運用益と元本の一部が分配金に回されることから、分配頻度が高い商品ほど長期的な資産形成に適さないと言われている。金融庁はここ数年来、とりわけ毎月分配型投資信託商品の在り様について、「家計の安定的な資産形成」にそぐわないとして金融業界に厳しい指摘を繰り返してきた⁴⁴。

こうした状況を背景に、最近では、高齢者の定期的な分配金に対するニーズに応えつつ長期にわたる資産形成を目指したサービスとして、年金が支給されない奇数月に分配金が支払われる「隔月分配型」の投資信託商品なども登場している⁴⁵。

(2) 解約制限付き信託と後見制度支援信託

高齢者の資産を狙った犯罪は後を絶たない。例えば、警察庁によると、平成 29（2017）年の「振り込め詐欺」の認知件数は全国で 17,926 件に上っており、前年の 13,605 件を大きく上回っ

⁴⁰ 国土交通省「消費税率 10%への引上げ後の住宅取得にメリットが出る支援策を用意！」2018.12. <<http://www.mlit.go.jp/common/001265514.pdf>>

⁴¹ 例えば、投資信託協会「投資信託に関するアンケート調査報告書」2018.3, p.63. <<https://www.toushin.or.jp/statistics/report/research2017/>>

⁴² 例えば、「板挟みの毎月分配投信 金融庁「資産形成にそぐわない」『日本経済新聞』2017.1.28.

⁴³ 野村亜紀子ほか「高齢者の資産管理に関するアンケート調査—「金融ジェロントロジー」の観点から—『野村資本市場クォーターリー』21 巻 4 号, 2018.春, pp.26-40.

⁴⁴ 例えば、金融庁「平成 28 事務年度金融レポート」2017.10, pp.57-59. <<https://www.fsa.go.jp/news/29/Report2017.pdf>>

⁴⁵ 例えば、「シニアを意識 分配型投信」『日本経済新聞』2018.10.13.

た⁴⁶。このような犯罪から高齢者を守る手段としては、一般に「成年後見制度」が想定されるところであるが、手続の煩雑さなどから利用が敬遠されがちとも指摘されている⁴⁷。

こうした中、昨今、信託銀行が高齢者の資金について信託を受け、高齢者本人であっても親族や指定した弁護士の同意がなければその払出しができないという「解約制限付き信託」と呼ばれる信託サービスが広がりを見せている⁴⁸。

また、成年後見制度にあつては親族後見人による被後見人の資金の使い込みが問題視されており⁴⁹、平成 24 (2012) 年 2 月には最高裁判所の主導の下、親族を成年後見人⁵⁰に置く高齢者の資金について、日常生活に不要な大口の部分を信託銀行が管理・運用するという「後見制度支援信託」が始まった。ここでは、信託銀行が受託した資金について、家庭裁判所の承認なしでは親族後見人も払出不可という仕組みが採られている。

最高裁判所によれば、平成 29 (2017) 年 12 月の時点で後見制度支援信託の利用者は累計 21,504 人、信託財産額は累計 6988 億円となっている⁵¹。最近では、地方銀行も信託銀行との提携などによってこのサービスに参入し始めており⁵²、信用金庫や信用組合では、後見制度支援信託の仕組みを預貯金に準用し、より簡便な利用を可能とした「後見制度支援預金」の商品化が相次いでいる⁵³。

(3) 遺言代用信託

近年、解約制限付き信託や後見制度支援信託と並んで「遺言代用信託」と呼ばれる信託サービスが高齢者やその家族に広がりつつある。この遺言代用信託にあつては、あらかじめ高齢者本人や家族の一員を受益者として定め、高齢者の資金を信託銀行や地方銀行に信託することで、高齢者（受益者）に生活資金が定期的にもたらされる、高齢者（委託者）死亡時における家族（受益者）への葬儀費用などの引渡しが行われる、家族（受益者）に対する長期的な資金分配が約束されるといったような、各種のメリットを享受することができる。

信託協会によれば、平成 21 (2009) 年 4 月から平成 30 (2018) 年 3 月までの 9 年間で、新たに利用された遺言代用信託は 158,840 件に上っている⁵⁴。

ちなみに、遺言代用信託と呼称が類似したサービスに「遺言信託」があるが、こちらは、高齢者による遺言書の作成・保管から死後の遺言執行までの手続をサポートする商品を指すのが一般的である。このサービスそのものは、金融機関の信託業務には該当しない⁵⁵。

⁴⁶ 「特殊詐欺の被害状況」警察庁 HP <https://www.npa.go.jp/safetylife/seianki31/1_hurikome.htm>

⁴⁷ 例えば、「新規利用申請 頭打ち 曲がり角の成年後見制度」『日本経済新聞』2015.6.23, 夕刊。

⁴⁸ 例えば、「高齢の親の財産 どう守る 子が任意代理、信託商品も併用」『日本経済新聞』2018.8.4。

⁴⁹ 例えば、「成年後見制度 普及に壁 親族が反対 財産着服も」『日本経済新聞』2011.3.1, 夕刊。

⁵⁰ 成年後見人は、成年後見制度に基づき、判断能力を欠く「常況」にある被後見人を保護するべく家庭裁判所によって選任される。被後見人の財産的行為について包括的な代理権を持つ。

⁵¹ 最高裁判所事務総局家庭局「後見制度支援信託の利用状況等について—平成 29 年 1 月～12 月—」 p.1. <http://www.courts.go.jp/vcms_lf/20180425sintakugaikyou_h29.pdf>

⁵² 例えば、「地域金融 列島発 相続関連の金融サービス 地銀・信託銀、連携探る」『日本経済新聞』2017.2.14。

⁵³ 例えば、「地域金融機関 後見支援預金 広がる 十六銀行や 13 都県の信金で」『ニッポン』2018.10.19。

⁵⁴ 信託協会「信託財産総額は史上最高額の 1,141.6 兆円に（信託の受託状況（平成 30 年 3 月末現在））」2018.6.21, p.5. <<https://www.shintaku-kyokai.or.jp/archives/038/trusts20180621.pdf>>

⁵⁵ 例えば、「信託使って相続財産管理 節税効果、手続きも簡便に」『日本経済新聞』2014.10.29。

(4) その他の信託関連サービス

第Ⅱ章で紹介した「教育資金贈与非課税措置」と「結婚・子育て資金贈与非課税措置」の適用に際しては、金融機関への専用口座の開設が必要であり、開設先には主に信託銀行が利用されている。信託協会は、平成 30 (2018) 年 3 月現在の契約件数と信託財産額の累計について、教育資金贈与信託が 194,336 件で 1 兆 3735 億円、結婚・子育て資金贈与信託が 5,343 件で 151 億円としている⁵⁶。

また、最近では、高齢者が保有する資産の信託先をその家族や親族とした「民事信託」や「家族信託」と呼ばれる信託が注目されている⁵⁷。この信託においては、信託銀行など金融機関を受託者に据えた各種の信託（先述）とは異なり、委託者（高齢者）はもちろんのこと、信託財産に責任を負う受託者側（家族や親族）も信託に関する専門知識を有しているわけではない。そこで、信託銀行や地方銀行は、民事信託（家族信託）の円滑な実施を様々な面からサポートする関連サービスを展開し始めている⁵⁸。

2 持家を活用した現金調達

平成 25 (2013) 年の総務省「住宅・土地統計調査」によれば、我が国の高齢者世帯は 82.7% が自宅を保有している⁵⁹。その反面、先にも紹介したとおり、多くの高齢者は日々の生活に充てる現金収入が不足し、預貯金などを取り崩す状況に陥りがちである。昨今、高齢者が苛まれているこの「ハウスリッチ・キャッシュプア」といった実状から、我が国では持家を活用した現金調達をめぐるサービスが注目を集めている。

こうしたサービスの代表例には、高齢者が持家を担保として金融機関から融資を受け、その死後に自宅が処分されて融資の返済に充てられる「リバースモーゲージ」がある⁶⁰。既に 3 大メガバンクが商品化に踏み切っており、最近では地方銀行や信用金庫の参入も目立つ⁶¹。

リバースモーゲージの最大のメリットは、高齢者が住み慣れた自宅に居住し続けながらも、相応の現金収入を得ることができる点である。他方、利用に当たっては、高齢者への融資額が持家の評価額に比べて小さい、子や親族と同居の高齢者は同居見込みの場合も含め利用できない、マンションは対象とならないといった商品が多数を占めるなど、制約が少なくない。そのため、現時点では利用の伸び悩みも指摘されている⁶²。

また、最近では、高齢者が不動産会社に持家を売却し、同時にその会社と賃貸契約を結んで自宅として住み続けるという、高齢者を対象とした「リースバック」のサービスも一般化しつつある⁶³。

⁵⁶ 信託協会 前掲注(54), pp.8-9.

⁵⁷ 民事信託や家族信託は明確な定義を持つ用語ではないが、一般に、民事信託は信託銀行などが営利目的で受託する「商事信託」以外の信託のことであり、家族信託はその一類型として捉えられている。

⁵⁸ 例えば、「栃木銀 民事信託士協会と提携 資産活用の幅 広げる」『日本経済新聞』（北関東版）2018.5.17.

⁵⁹ 総務省統計局編『住宅・土地統計調査報告 平成 25 年 第 1 巻（全国編）』2015, pp.280-281.

⁶⁰ リバースモーゲージについては、雨宮卓史「リバースモーゲージの現状と課題—高齢化の進展と金融サービス—」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』No.877, 2015.9.25. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_9497765_po_0877.pdf?contentNo=1> を参照。

⁶¹ 例えば、「住宅担保ローン 商品続々 県内金融機関 高齢者の需要開拓」『日本経済新聞』（静岡版）2017.12.14.

⁶² 例えば、「真相深層 リバースモーゲージ拡大に銀行慎重 老後破綻「切り札」に壁」『日本経済新聞』2018.7.14.

⁶³ 例えば、「クローズアップ 老後資金に自宅活用 「リースバック」登場」『日本経済新聞』2018.4.21.

3 長生きや認知症に備えた保険

(1) トンチン年金

我が国では近年、高齢者が長生きによって貯蓄を枯渇させ経済的な困窮に陥ってしまうような状況が「長生きリスク」として認識されており、生命保険会社は、解約時や死亡時の返戻金を低く抑え、長寿の加入者に対する継続的な保障を厚く設定した「トンチン年金」⁶⁴と呼ばれる保険商品を積極的に展開している。

トンチン年金の利用者は、長生きをするほど多くの個人年金を受給することができる。ただし、現に出回っているトンチン年金商品においては、男性で90歳前後、女性では95歳前後まで、受け取る年金総額が払い込んだ保険料総額を上回らない仕組みのものが多く、活況を呈していると言われるトンチン年金であるが、利用者が享受し得るサービスの内容をめぐる、生命保険会社の商品展開を注視していく必要がある⁶⁵。

(2) 認知症保険

第I章で紹介したとおり、これからの我が国では認知症を患う高齢者の増加が不可避である。認知症患者を抱える家計の経済的な負担は大きく、在宅介護に係る費用に限っても、朝日生命の推計によれば、重度の認知症患者にはそうでない場合（年間で約52万円）の倍以上（年間で約110万円）が費やされているという⁶⁶。

認知症をめぐる金銭補償に特化した「認知症保険」へのニーズが高まりを見せる中、生命保険会社は認知症保険商品の展開を進めるとともに、その内容にも工夫を凝らし始めている。最近では、認知症患者の徘徊時の搜索費用や第三者に損害を及ぼした場合の賠償費用に対する補償や、認知症の予防を目的とした「軽度認知障害」⁶⁷の段階での対応など、新たなサービスを備えた商品が登場している⁶⁸。

おわりに

社会の高齢化は、もはや抗い難い我が国の潮流である。あらゆる産業分野で変革が必要とされる中、金融の分野においては、政府が掲げる「家計の安定的な資産形成」という大目標の下、超高齢社会に向けた多様な金融サービスが提供され始めている。

超高齢社会にあって、こうした動きが今後も深まっていくであろうことは論をまたない。超高齢社会における金融の役割をしっかりと見据えた官民の取組が、引き続き期待されよう。

⁶⁴ トンチン年金との呼称は、その手法を考案したイタリアの銀行家ロレンツォ・トンティ（Lorenzo de Tonti, 1630-95）の名前に由来する。

⁶⁵ 例えば、「トンチン年金 長生きするほどお得になる保険 損益プラスのハードルは高め」『週刊ダイヤモンド』106巻17号, 2018.4.28・5.5, p.45.

⁶⁶ 「あんしん介護 介護保険が必要な理由」朝日生命 HP <<https://anshinkaigo.asahi-life.co.jp/product/>>

⁶⁷ 軽度認知障害は、認知症の一手手前の段階で、記憶障害は目立つが日常生活には支障がないという状態である。その半数が5年のうちに認知症に移行すると言われており、認知症の発症を遅らせるための早期の対策が重要とされている。

⁶⁸ 例えば、「認知症保険は予防機能付加し進化中」『週刊東洋経済』6819号, 2018.10.13, p.48.